



新港空第367号の2
平成30年11月13日

万代にぎわい創造株式会社
代表取締役 本間 龍夫 様

新潟市長 篠田 昭
(担当: 港湾空港課)



万代島にぎわい空間創造事業「市民市場」第一提案検討実施要領に基づく
質問書への回答について

貴社におかれでは日頃より、本市の港湾行政に対しご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成30年10月22日付けで提出された標記質問書について、別紙のとおり回答します。

【お問合せ】

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1-602-1

新潟市都市政策部 港湾空港課

担当: 小柳・竹田

TEL 226-2739/FAX 229-5150

E-mail kowankuko@city.niigata.lg.jp

回答書

質問 1

2.の用語の定義(2)において「これまでのにぎわいを途切れさせることなく、・・・」とあるが当方の現在およびこれまでの運営を評価しないのか？

回答 1

現事業者である貴社の事業実績は、平成 22 年の開業以降、当初の事業計画を上回る来場者があるなど、本市としてもその実績は承知しています。そのことから貴社に対し第一提案権を付与し、優先的に次の事業期間について事業提案をいただくものです。

質問 2

3.の「専門的な知見をもつ民間有識者からなる活性化検討委員会の意見を・・・」とあるがどのような基準で選ばれた方々なのか？

また委員の個人的視点や観点からの意見があった場合は消費者に支持されてきた現在までの当方の企画、運営に対して方向転換の可能性を義務づけるものなのか？

回答 2

委員の選定に当たっては、平成 22 年の事業者選定委員会を参考に、学識経験者や市民、経済など各分野の有識者で構成しています。

なお、各委員からの指摘や意見については、委員会として取りまとめを行い、意見書として市長に提出されます。

委員会で事業計画に対する附帯意見等が出た場合は、その対応の可否について検討していただく場合がありますが、それらを踏まえた上で、事業者選定の最終的な判断については市長が行うことになります。

質問 3

3.(3)事業期間について「2020 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 10 年間を予定する」とあるが、これ以降に対しては県の意向もあると思われるがまた同じ検討対象になるのか？新潟市としての考え方及び方向性は？

回答 3

今回の事業期間は現在の事業期間が終了した後の 2020 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 10 年間を予定しており、現時点でそれ以降の期間や事業のあり方について市として決定した事項はありません。

質問 4

4. の(1)「以下の内容について、既存事業者としての知見を活かし、継続性・実現性・独自性があり地域特性を考慮した提案を求める。」とあるが、現在の企画、運営に対し継続性・実現性・独自性、地域特性が無いと評価しているのか？

回答 4

これまでの事業実績についてはご指摘の特性があると承知しています。その上で、次の事業期間におけるさらなる取り組みについて提案いただくものです。

質問 5

評価項目 I 「提案の趣旨」に「●事業目的の水産物を通じた・・・」とあるがこれは 2010 年度の当初提案時の項目であり、当時の提案より新潟市自体が政令市新潟の各地で生産されている農作物も市民に評価されていて我々は販売をおこなっているが、水産物中心に注力した商品構成にした方がよいのか？

同「●港湾隣接地に立地する市民広場として、開港 150 周年記念事業コア期間終了後ににおいても港の・・・」とあるが我々は今まで開港 150 周年に軸足をおいた事業展開はしておらず、「・・・港のにぎわいを継続・発展させる取組み内容になっているか。」とは何をもって記載されているのか？

回答 5

現在の事業用地は新潟西港に立地しており、その特性上、水産物を外すことはできないと思われますが、それ以外の商品構成を否定するものではありません。

また、本事業は市の事業である事から、開港 150 周年との関係性は念頭に置いております。それを契機として、一過性でないにぎわいをどのように継続・発展させていくかを提案いただくものです。

質問 6

II の事業計画の事業展開に「●新潟県内で水揚げされた水産物の仕入れ・・・」とあるが地場商品中心の販売は今まで行っているがこれの意味は？

また、「●地元水産関係者との連携について具体性があるか」で、当方としては開設当初から漁協等に対し、共同事業提案や当方の印刷物に新水揚げ場施設を記載しているが、今まで反応は無く、今後の提案に水産関係者とのより密度の高い提案をした場合、市当局はどこまで指導支援協力をしていただけるのか？

回答 6

今回提案いただく際の「評価の基準」は、貴社のこれまでの取り組みを否定するものではありません。

にぎわいを継続・発展させるための具体的な実効性のある提案があるかどうかについて記載いただくものです。

質問 7

「●訪れる人にとって利便性を考慮した施設設計となっているか。」では現在でも来場者が日常的に多く、借用した土地では駐車場の狭隘や現在全国各都市において親水性を重視した環境提供がされているが、市当局の見解は？

回答 7

現在の事業用地において、店舗間や駐車場との導線などが効率的なものになっているかや、ユニバーサルデザイン等の観点から、健常者はもちろんのこと、身体に何らかの障がいをお持ちの方や高齢者でも利用できるような合理的な配慮がなされているかを提案いただくものです。

駐車場については市民や観光客など、来場者が利用しやすいような計画となっているか提案いただくものです。

なお、万代島地区全体の今後の利活用のあり方については、今年度県・市で将来ビジョン策定に向け検討を行っています。